

平成 2 1 年度事業計画書

自：平成 2 1 年（2009）年 4 月 1 日

至：平成 2 2 年（2010）年 3 月 3 1 日

1 演奏家の技能向上のための研修と成果の発表

（1）「日演連推薦／新人演奏会」の開催（年間 6 回）

＝助成：文化庁芸術団体人材育成支援事業＝

「新人演奏会」は、地域の音楽振興と新人演奏家の発掘・紹介を目的として昭和 43 年（1968）から実施、すでに 149 回を数える歴史ある事業として、音楽界の第一線で活躍する多くの逸材を輩出してきた。新人演奏家にとって、プロのオーケストラと共演する機会は全国的にも稀少であり、当企画への関心は極めて高い。

出演者の選考には、器楽、声楽を問わず全てのジャンルを対象として出演者を公募し、厳正な審査を経て決定する。

- ・開催地区（6 地区） 札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡
- ・オーディション開催時期 10 月中旬～11 月下旬・予定
- ・演奏会の開催時期 2 月上旬～3 月中旬・予定
- ・共催するオーケストラ 札幌交響楽団
仙台フィルハーモニー管弦楽団
名古屋フィルハーモニー交響楽団
大阪センチュリー交響楽団
広島交響楽団
九州交響楽団

（2）「演連コンサート」の開催（年間・札幌 2 回、東京 10 回、名古屋 2 回、大阪 4 回、福岡 1 回）

＝助成：文化庁芸術団体人材育成支援事業＝

「演連コンサート」は、公募によるオーディションで選抜された優秀な新人演奏家を広く世に紹介することを目的としたもので、新人演奏家の研究成果の発表の場として、リサイタル形式による演奏会を開催するものである。

新人演奏家にとって、自主リサイタルの実施は経済的、事務的に負担が大きく、実現するのは容易ではない。その負担をできるだけ軽減するために、当連盟が公演に係る費用等を負担し、広報活動などすべての演奏会開催に要する業務を行なう。

東京公演は昭和 62 年（1987）秋から実施し、208 回を超えている。また大阪公演は平成 7 年（1995）開始以来 52 回を超えている。さらに平成 17 年度から地域を拡大し、札幌 2 回、名古屋 2 回、福岡 1 回の公演も実施、各地域において多くの聴衆を集め、大きな成果をあげている。平成 21 年度においても同様の回数を実施する。

- ・札幌での開催

「演連コンサート SAPPORO」（年 2 回）札幌コンサートホール Kitara 小ホール

1 月、3 月にそれぞれ 1 回開催

- ・東京での開催
「演連コンサート」(年10回) 東京文化会館小ホール
4、5、6、7、9、10、11、12、1、2、の各月1回開催
- ・名古屋での開催
「演連コンサート NAGOYA」(年2回) ザ・コンサートホール/電気文化会館
1月、2月にそれぞれ1回開催
- ・大阪での開催
「演連コンサート OSAKA」(年4回) いずみホール
5、6、10、11月の各月1回開催
- ・福岡での開催
「演連コンサート FUKUOKA」(年1回) あいれふホール
3月に1回開催

(3) 「山田康子奨励・助成コンサート」(年間6回)

故山田康子さん(ピアニスト)から資金の提供を受けて、昭和63年度(1988)から実施している助成制度。対象は会員が主催する意欲的かつ創造的な演奏会で、その演奏会に対して経済的援助を行なう。これまでに123公演を奨励、助成している。

本年度は6名(6公演)を助成対象とする。

(4) 「日本演奏連盟後援」名義の使用承認

会員が主催するリサイタル及び室内楽、又は各種演奏団体が主催する催事に「日本演奏連盟後援」の名義使用を承認、許可する。

(5) 「コンサート・アシスト」事業

過去に演連コンサート等に出演した演奏家が、研鑽の場を求めて、自主的にリサイタルを開催する場合の支援体制を確立する。若い演奏家にとって、自主コンサートを開催することは、事務的に負担が大きい。当連盟では、演連コンサートなどにより蓄積したコンサート開催のノウハウをいかし、特に新進演奏家のリサイタル開催をサポートする事業を実施する。有料

2 音楽に関する指導及び啓蒙

「畑中良輔 日本歌曲公開マスタークラス」

＝文化庁芸術団体人材育成支援事業＝

当連盟では、平成16年度、18年度、19年度、20年度に、海外から世界的な演奏家を招聘し、我が国の芸術分野の担い手に直接、指導・助言を与えてもらうため、公開マスタークラスを全国規模で実施し、成果を収めてきた。

21年度は、我が国声楽界の第一人者であり、詩作、音楽評論など多岐にわたる芸術の分野で活躍するバリトン歌手で東京芸術大学名誉教授の畑中良輔氏を講師に、山田耕筰、信時潔、中田喜直、團伊玖磨作曲作品による日本歌曲の公開マスタークラスを全国5地区で実施する。

- ・対象 声楽家
- ・期間 平成21年9月11日～9月22日
- ・地域 東京、仙台、札幌、長崎、岡山

3 音楽普及のための活動

(1) 「2010 都民芸術フェスティバル」の主催公演

＝助成：東京都＝

「都民芸術フェスティバル」は質の高い芸術文化に触れる機会を広く都民に提供するとともに、東京における芸術文化活動の振興を図る目的で、東京都が芸術文化団体の公演に対して助成する催事で、40年の歴史をもつ。毎年1月から3月までの期間、芸術各ジャンル11部門、約60公演が実施される。

このうち、当連盟はクラシック音楽部門の19公演を実施する。

- ・オペラ・シリーズ (3 団体、3 演目、9 公演)

出演団体：東京二期会、藤原歌劇団、東京室内歌劇場 (予定)

公演会場：東京文化会館大ホール、紀尾井ホール (予定)

- ・オーケストラ・シリーズ (8 団体、8 公演)

出演団体：NHK交響楽団、新日本フィルハーモニー交響楽団、東京交響楽団、東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団、東京都交響楽団、東京フィルハーモニー交響楽団、日本フィルハーモニー交響楽団、読売日本交響楽団

公演会場：東京芸術劇場大ホール

- ・室内楽・シリーズ (2 組、2 公演)

出演団体：小アンサンブル 2 組 (予定)

公演会場：東京文化会館小ホール

(2) 「日本演奏連盟第21回クラシックフェスティバル」の開催

＝助成：社団法人私的録音補償金管理協会＝

＝助成：財団法人三菱UFJ信託芸術文化財団＝

＝助成：財団法人ローム ミュージック ファンデーション＝

当連盟会員の協力を得て主催する恒例の演奏会。現代のピアノに通じるピアノがイタリアで誕生して300年となる。当連盟ではこれを記念し、〈ピアノ誕生300年記念〉と銘打ち、チェンバロからピアノのソロ、2台ピアノ、5台ピアノと、ピアノ音楽のスペシャル・コンサートを開催する。

- ・『ピアノ誕生300年記念』

平成21年5月8日(金)6時30分開演 東京文化会館大ホール

出演：チェンバロ／曾根麻矢子

ピアノ／青柳晋、若林顕、田部京子、迫昭嘉、伊藤恵、清水和音、

ピアノデュオ ドゥオール藤井隆史・白水芳枝、菊地裕介、松本愛

4 国際交流に係わる芸術活動の提携

(1) 文化庁新進芸術家海外研修員の推薦 (平成22年度対象)

文化庁では、昭和42年(1967)から芸術家を一定期間海外に派遣して研修させる制度を実施しており、これまで多くの芸術家が成果をあげてきた。当連盟は文化庁への推薦団体として、近年では約50名の演奏家の推薦を行っているが、引き続き今年度も、同制度の

広報及び受付業務に広く協力する。

- ・対象 15歳以上18歳未満と18歳以上の2部門
- ・派遣内容 1年派遣、2年派遣、3年派遣、特別派遣（80日間）
（18歳未満は1年派遣）
- ・推薦時期 文化庁へ推薦書類提出 9月初旬
- ・文化庁選考 書類・ビデオテープ選考及び面接選考 11月中旬～1月上旬
- ・正式決定 内定（翌年2月中旬）を経て、翌年5月中旬決定
- ・研修派遣 翌年9月以降

5 演奏家の利益擁護及び福祉厚生

（1）文化予算拡大、芸術文化の環境整備のための活動

国及び地方自治体に対し、文化予算の一層の拡大、文化芸術振興基本法に基づく文化活動の環境整備・充実等について、関係団体と協力し活動を行なう。

協力する関係団体：芸術家会議（52の芸術創造団体で構成）、（社）日本芸能実演家団体協議会（71の芸能実演家の団体等が集い、交流、研修、著作隣接権の権利擁護、地位の向上等を目的に活動）、東京都芸術文化団体協議会（東京都芸術文化振興議員連盟と協力関係）

（2）著作隣接権の権利擁護のための活動

芸団協・実演家著作隣接権センター（C P R A）及び演奏家権利処理合同機構 Music People's Nest（M P N）を通じて分配される著作隣接権報酬の権利者個人宛の分配業務に積極的に協力し、演奏家の権利擁護に寄与する。

また、M P N内に設けたM P Nクラシック委員会（日本オペラ連盟、日本オーケストラ連盟、日本音楽家ユニオン、日本演奏連盟）に参加し、著作隣接権クラシック部門の報酬分配の作業に協力する。

（3）福祉厚生に関する互助業務

互助制度は、平成15年に改定した規程に則って制度を存続させることが当面とり得る最善策であるが、昨年来の急激な世界的不況という状況の中では、将来に向けての互助制度の在り方について、抜本的な対策をたてることが焦眉の課題となっている。

（4）芸能人年金、芸能に従事する人の国民健康保険等の事務取り扱い

芸団協が管理する芸能人年金、東京芸能人国民健康保険組合が管理する芸能人国民健康保険への加入取り扱いを行なう。

また、当連盟と提携している東京海上日動火災保険株式会社との所得補償保険、傷害保険の事務手続を引き続き行なう。

（5）会員のための税務相談

確定申告時期に、顧問税理士による税務相談を行い税務申告の手助けを行なう。

（6）会員のための法律相談

会員が演奏及び演奏業務に携わる行為等により法律問題に直面した場合、その解決方法について顧問弁護士による法律相談が受けられるよう取り計らう。

6 出版事業と情報の収集・発信

(1) 機関紙・月刊「えんれん」の発行と情報誌「ぶらあぼ」の配布

B 5判 8頁建 4,000部 会員及び関係団体等に配布する。

(2) 「演奏年鑑 2010 音楽資料 (通巻第 36号)」の刊行

＝助成：文化庁芸術団体人材育成支援事業＝

B 5判 約 560 頁 1,700 部 資料提供団体、関係機関等に配布する。

全国のホールで開催された演奏会記録を中心に据え、このデータをもとにした都道府県別活動状況の統計や、演奏活動に係わる種々の情報を収載した演奏年鑑を刊行する。

(3) 「日本演奏連盟会員名簿」(年 1 回) の発行

B 5判 約 145 頁 4,000 部 11 月に発行し、全会員に配布する。

(4) 世界の国際音楽コンクールの要項収集と情報提供

(5) ホームページによる情報発信

ホームページを有効に活用し、事業・催事案内、入会案内はもとより、会員との情報交換の場を積極的に設ける。

日本演奏連盟アドレス <http://www.jfm.or.jp>

7 その他、連盟の目的を達成するために必要な事業